

第7章 松の神子考—小菅の「松子」と八幡の「松童」をめぐって—

永池 健二

長野県飯山市瑞穂の小菅神社の祭礼は、山ぶどうの蔓で編み作った巨大な柱松2基を立て、その頭頂に立てたススキの穂に火打石を使って点火する、修験道系の柱松神事である。この神事は、土地の人々によって「松子祭」あるいは、「松子様祭」と呼ばれてきた。祭りの中心となる柱松は、幅1.5m高さ4mにも及ぶ二基の大松明であるが、この柱松が「松子」であった。一方、祭りには7歳前後の二人の童児が選ばれ、松明への点火の神事に際しても重要な役割を演じるが、この童児もまた、人々によって「まつこ」と呼ばれ、「松子」「松神子」などと表記されてきた。「まつこ」という呼び名がこの祭礼にとって、いかに大きな意味を担っていたかを示すものであろう。

本稿で考えてみたいのは、この「まつこ」という呼称の拠ってきたる所以である。「まつこ」という名前は、そもそも何を意味する言葉であったのか。多くの人たちが推測しているように、「まつこ」の名は、本来は神事において重要な役割を果たす二人の童児の名前であったものと推測される。あえてこの「まつこ」の名にこだわるのは、この名そのものが、小菅の地に連綿として受け継がれてきた祭りの基本的性格とそこで二人の童児が果たしてきた役割とを映し出す窮めて大きな手掛かりであると考えからである。

かつてわが国には京の都を中心に、「松童」という名の神様が、靈威をふるって活躍した時代があった。その後各地に「松童」や「松王」「松若」などという名の神格が祀られていたことも報告されている。「まつこ」という名前についての考究は、村人たちが連綿と受け継いできた瑞穂の祭りの基本的性格の一端を照射するとともに、さらにそれを通じて古代以来続いてきた日本人の信仰の基層とも言うべき重要な一側面をも明らかにしてくるはずである。

第1節 八幡の松童善神

平安時代の後期、摂関家による政治支配の枠組みがようやく揺らぎ、白河、鳥羽、後白河という三代の帝が退位した後、折位の帝として政治の実権を握った時代。のちに「院政期」と呼ばれるようになる、古代から中世への大きな転換の時代に、京の都を中心に広くそれまでになかった新しい形のはやり歌が勃然として興り、衆庶の人気を集めて、およそ200年にわたって隆盛を極めた。それらの歌は、「現代風」「当世風」といった意味をこめて人々によって「今様歌」、あるいは単に「今様」などと呼ばれている。

この今様歌の最隆盛期は、源氏と平家が武者の覇権を競って相争った平安末期の動乱期に位置し、その時代を帝王として生き抜いた後白河法皇も、若年から今様を好んで稽古に精進し、自ら「当道の長者」と称したほどの名人であった。その後白河法皇が、自ら編纂した今様の集成が『梁塵秘抄』である。元は、歌詞集、口伝集合わせて全20巻もの大巻であったと推定されるが、早く散逸し、近世期にはすでに、院自身が自らの今様修行の経緯や体験した今様靈驗譚の数々を記した「口伝集巻十」のみが存在するだけであった。ところが、明治44年に至って、東京大学史料編纂所の和田英松が、その歌詞集の巻2と覚しき伝写本を発見し、一躍注目を浴びることとなった。この『梁塵秘抄』巻2は、写本としては、江戸後期まで下る転写本であるが、そこには、注文歌、四句神歌、二句神歌、など、当時の人びとの信仰や生活習俗を活写した歌謡545首が収められ、文芸作品としてだけでなく、平安後期の庶民生活史研究の第一級史料として注目を浴びたのである。

この『梁塵秘抄』巻2の四句神歌の最初に収められた「神分」35首の歌の中に次のような歌が載せられている。

○神のみさきの現ずるは、さら九よ山長行事の高の御子、牛の御子、王城響かいたうめる鬢頬結ひの、
一童や いちゐさり 八幡にまつとうせいしん ここには荒夷

「神のみさき」^(注1)とは、神の顕現に当たって、その道行きの道案内をしたり、役割を代わって務めたりするミサキ神—いわゆる先導神やお使いの神々のことである。この歌には、比叡山の守り神である山王権現に仕える諸神をはじめとして、京周辺の大社に祀られる眷属神が列挙されているが、その中に「八幡にまつとうせいしん」とあるのに注目してほしい。八幡とは、いうまでもなく京の南西に位置する男山に祀られた石清水八幡宮のこと。その眷属神に「まつとうせいしん」という神がいたというのである。この「まつとうせいしん」には、研究者によって「松堂善神」の語があてられている。「善神」とは、仏法を守護する護法の神々^(注2)の謂である。この「善神」を上「松童」と切り離して、独立した別の神格の呼称であるように解釈する立場もあるが、もちろん、ここは松童神を仏法を護る八幡の眷属神として善神と呼んでいるものと見なすべきものである。

それでは、この「松童善神」とは、どんな神様であったのであろうか。「松童」という神の名は、石清水八幡宮に伝えられる『宮寺縁事抄』に見えることがすでに知られている。同書は、鎌倉初期に石清水八幡宮の検校・別当を代々努めてきた田中氏の嫡流、田中宗清が八幡に伝わる古文書、古記録から特に、重要事項を抄出抄録して、類別に編纂したものである。成立は、建保2（1214）、3年頃と推定され、石清水八幡の歴史を知る上での根本資料とされている。この『宮寺縁事抄』中に5カ所にわたって^(注3)、松童の名が見える。難解で判読の難しい部分もあるから、その5カ所の記事を『神道大系本』の翻刻にしたがってそのまま掲示してみよう。

A-(1)

貞観三年行教夢記、有謂川原大明神遷坐時奉祝歟、松童同有彼夢記、遷坐時奉祝歟、高良分身歟、
松童 不動

呪咀神也、又高良分身也、兒於貞観三年行教夢記、
高良板敷下御坐、無別社、依爲惡神不可放目故、^(見)^(也説カ)

託宣云、

若及末代、我託宣有託廼嘖蹙之輩者、本宮之戌亥角字斗我尾櫛并劔御子銚、向惡人之方撫伏、各
致其灾、所謂小神俄瞋、大神稍怒、^(譯)
○本文、縁事抄
第十一ニモ見ユ、

(宮寺縁事抄第一末)

A-(2)

七社

寶前三所 武内 若宮 若宮殿 高良

十九所小神

松童 大將軍 志多羅 子守 大智滿 上高良 阿蘇 三輪 龍田 地主 竈神殿 住吉 今若宮
南宮 夷 三郎殿 百大夫 八子 劔

(同前)

A-(3)

貞観三年松童皇子御託宣

自身是川原大明神之分身、謂松童皇子、少神俄瞋、大神積怒、悟恐敏和悦之人、永令蒙神恩者、以
是人々彌信伏便々歸祭、文 同云、猪鼻峙巖石、神御休所保靈驗之地也、文

(同第二乙)

A-(4)

(表紙端書略ス)

(表紙) (筑)

紫 當宮 ○所詮以天平勝寶六年乃至立記天武天皇、此
(マ、)

十三字、展轉書寫之誤歟、略定可然者也、

間、天武天皇御宇天平勝寶六年二月云々、不審也、天平勝寶ナ
ラハ、孝謙天皇即位六年^甲天平勝寶六年トアルヘキ歟、如何、

後成恩寺禪閣云、

松童 答、孝謙天皇即位六年^甲天平勝寶六年
尤可然、凡此託宣、一段不得其意也、

若宮 間、高良託宣記仁不審アリ、本云、第四十主天淳中原瀛真人命即位二年^癸以天平勝六年二月八日立記天武天皇、文 高良大名
宮○美乃兒丸託宣狀云々、天武御宇ナラハ、天平勝寶六年ニテハアルヘカラス、此年號 [] 六年^甲天平勝寶六
年トアルヘキ歟、不審云々、[] 天武天皇諱也、天平勝寶ハ、孝謙御宇勿論也、[] 即位二
年^癸託宣ノ事ヲ勝寶六年二月八日ニ [] ノ文ノ意ヲ以テ、能々可有簡乎、
[] 即位二年^癸ノ下仁落字歟、然ハ、高良大明神御託宣アリナント、若可有歟 []
尤有其謂、尚可了簡者也、又立記ノ下天武天皇、不得其意、若 [] 命下記スルヲ、展轉書寫之誤歟、

(同第十一)

A-(5)

高良 大勢至菩薩
或龍樹々々

承安元年五月日、奉爲公家、建春門院被顯當宮七社御本地、用勢至、

貞觀三年行教夢記、用河原字、

建久三年損色勘文、注下高良物部氏神也、子細見于託宣、

松童 不動

呪咀神也、又高良分身也、見于貞觀三年行教夢記、以高良板敷下御坐、無別社、依惡神不可放目
故也、御託宣云、

若及末代、我託宣有託誣響蹙之輩者、本宮之戌亥角字斗我尾櫛并劔御子鉾、向惡人之方撫伏、各
致其災、所謂小神俄嗔、大神稍怒、○本文、緣事抄
第一末ニモ見ユ、

(押紙)

□□貞觀元年松童皇子御託宣云、自身是川原大明神之分身、謂松童皇子、小神俄嗔大神稍怒、悟敏和悅之人、永令蒙神恩者、是以
彌信伏使々歸參、文 同云、猪鼻峙巖石神御休所、保靈驗之地也、文 是ハ行教夢記之文歟、
後三條院東宮御時、以御劔被埋劔御前之下、是奉呪咀後冷泉院也云々、巨細見于劔御前之註了、依此託宣被埋之歟、(注4)

(同前)

このうちA-(4)資料は、「松童」の名は掲げているものの、直接その存在には触れているものではない。
A-(2)の資料は、八幡社境内に祀られる「十九所小神」の第一に「松童」神を掲げるもので、鎌倉初期
の当時、松童が八幡の有力な眷属神としてなお信仰の対象であったことを示すが、それ以上のことは語
らない。やはり興味深いのは、A-(1)、(3)、(5) a・bの三種の記事であろう。

卷一末所載のA-(1)と卷十一のA-(5) aの資料とは一部に細かい異同があるものの、ほぼ同文である。
同じくA-(5) b「押紙」の記事は、A-(3)の卷2乙の資料とはほぼ同文であるが、そこに見えない後三条
院にまつわる興味深い呪咀伝承を記す。これら三種の資料を比較検討しながら解読すると、この「松童」
という神が石清水八幡内部の伝承においてどのような性格の神とされていたかがおおよそ見えてくる。
今、その記述を整理してみると、おおよそ次のような性格を指摘することができよう。

- ① 貞観年間における石清水八幡宮創始に関わって示現した神であること。
- ② 託宣する神であること。
- ③ 高良明神の分身とも伝えられ、特に社殿をもたず、高良社の板敷の下に祀られていること。
- ④ 時に人々に災厄をもたらすような祟りなす悪神であり、呪咀神であること。
- ⑤ 自らを小神と呼んでいること。

A-1)、(5)の資料には、「貞観三年行教夢記」なる一書の名を載せる。行教は、大安寺の住職で、貞観年間に九州の宇佐から八幡神を奉戴し、夢告によって石清水の男山の地に移し祀ったという、石清水八幡の創始者である。「行教夢記」とは、この行教による八幡創始の次第を記したものであろう。今日、原本は伝わらないから、その真偽は知るべくもないが、宗清が『宮寺縁事抄』を編纂した鎌倉初期には、八幡宮内部にあって八幡創始の経緯を伝える最も信頼すべき秘籍として伝えられていたことが推測される。A-3)の「御託宣」も含めてこの三種の資料は、この「行教夢記」とその周辺の資料に基づいて記されたものと見なしてよからう。

三種の資料に共に「河原大明神」とあるのは、高良明神のことで、宇佐八幡の伝承では八幡大神の別名とも伝えられる根本神である。今日、福岡県久留米市玉垂の宮（高良神社）に祀られている。松童神は、この高良明神の眷属とも、また分身とも見なされていたことがわかる。石清水八幡所蔵の「当山本社末社堂塔寺院之事」には「松童不動高良社板敷下仁令メ坐給有由緒歟、大菩薩垂跡之時、依テ託宣堺於定、根本之御眷属也」とあり、『山城名勝志』もまた石清水^(注5)の項に「末社記」なる一書を引いて、ほぼ同様の事を述べている。松童神は、八幡神の石清水遷座に際して^(注6)、託宣によって示現し、その威力を発揮した「根本の眷属神」と見なされていたのである。

その託宣に見える「我託宣有託 輦蹙の輩者」云々の記事は、難解で判読が難しいが、「もし末代において我託宣を疑い、ないがしろにする輩があれば、本宮の戌亥の隅に祀られる牛我尾の櫛と剣御子の鉾を悪人の方に向かって撫で伏せ、それぞれの災いをもたらさん」というのであろう。この神は、逆らう者を威力でもって降伏するよう荒ぶる神であり、崇りなす呪詛神であったのである。「依為悪神不可放目故」とあるのも、またA-5)bの「押紙」の記録に見える「御三條院東宮御時」云々という後冷泉院呪詛の伝承も、そうした松童の悪神、呪詛神としての性格を物語っている。

崇りなす悪神であるから、目を放せば何をするかわからない。だから、特に祀られるべき社舎もなく、高良社板敷きの下に明神の神威によって封じ込められているというのであろう。「無別社」というのも、単に神格が低いからというだけでなく、そうした松童神の悪神的性格と関わるものであろう。

「所謂小神俄憤、大神稍怒（小神は俄かに怒り、大神はゆるゆると怒る）」。松童神が、その託宣の中で述べているこの言葉も、こうした、この神の性格をよく伝えている。「大神」とはこの場合、八幡神や高良明神、あるいは、北野天神や比叡山王権現などの神格の高い神々を指すものである。それに対して、松童神は、自らのことを「小神」と呼んでいる。この小神とは、A-2)の資料に「十九か所小神」とあり、後掲の「北野宮寺縁起」にも「小神次第」とあるように、「大神」に付き従う眷属神やその摂社に祀られている神々を指す用語として広く用いられてきた語である。託宣は、松童神自らが「大神は、その度量も大きいからめったに怒ることはないが、それに付き従う己のような小神は、すぐにかっとなって何をするかわからないぞ」と脅しているのである。「小神」の中には、「大神」に代わってその神威を奮う恐るべき神々も数多くいたのであり、前掲秘抄245番歌に「神のみさき」と歌われた神々もまた、そうした崇りなす悪神として恐れられた小神たちであったのである。

松童神が、A-3)、A-5)の両資料において、「松童皇子」と記されているのも見逃すことができない。「皇子」の尊称は松童が八幡の単なる眷属神ではなく、王子神、御子神とも観念されていたことを示しているからである。松童神が、託宣神であったことを踏まえると、「松童」の名にも関わって託宣する童子神としてのこの神の本領がよりいっそう明瞭に見えてこよう。託宣神がその威力を発揮するためには、神を我が身に依り憑かせ、神に代わってその言葉を伝える「依巫」の存在が不可欠であろう。託宣神の多くがしばしば童子神として観念されるのは、そうした神の依巫の多くが、年少の巫童であったからにほかならない。

第2節 諸社の松童神と北野の「老松・富部」

松童神が祀られていたのは、石清水八幡に限らない。ここでは、他の諸社の資料から、松童神の存在を尋ねてみよう。松童の神は、八幡神を勧請した東大寺手向山八幡や、鶴ヶ岡八幡さらには北野天満宮の摂社の中にも見ることかできる。

B-(1)

松童社。

不動尊。

咒咀神也。見貞観三年行教夢記。

貞観三年御託宣云。

自身是河原大明神之分身。謂松童皇子。

小神俄瞋。大神積怒。悟恐敏和悦之人。

永令蒙神恩者。以是人々彌信伏。便々帰参。已上。

(『東大寺八幡験記』^(注7))

B-(2)

松童天神・源太夫・夷三郎社 天照大神の西にあり。四神同社也。松童は【八幡宮記】に、八幡の牛飼也とあり。源太夫は八幡の車牛也とあり。或は元大武と書なり。【東鑑】に建長五年八月十四日、始て鶴岡西の門の脇に、三郎大明神を勧請し奉らるとあり。宗尊將軍の時なり。

(『新編鎌倉志』^(注8)一、鶴岡八幡宮)

東大寺の手向山八幡にも、鶴岡八幡にも、やはり松童神は祀られていた。『東大寺八幡験記』所引の松童社の記述は、前掲『宮寺縁事抄』の記録とほぼ一致するから、手向山八幡の松童神が、石清水八幡からの勧請であることは動くまい。また、鶴岡八幡の松童神も、その成立の経緯から西宮の夷・三郎神などとともに、鎌倉將軍の時代にやはり石清水八幡から勧請されたものと見てよからう。『新編鎌倉志』が『八幡宮記』なる書物を引いて、松童を「八幡の牛飼也」とするのは、八幡の御先神としての性格を良く表わして興味深い記述だが、残念ながら他に所見がないのでそれ以上のことはいえない。

興味深いことに、京都北野の天満宮にもまた摂社として松童神が祀られていた。

C-(1)

南門外	夷三郎	不 動 毘沙門
	松童	阿弥陀
南門外	御堂	釈迦多賀
	法華堂	普賢
中門内	白太夫殿	聖観音
		阿弥陀
		不空羂索

(北野宮寺諸神御本地次第^(注9))

C-②

小神次第

(中略)

小社。無名。是者大判事。章行為神也。
中門内白太夫殿。不空羅索。阿弥陀。毘沙門。
南門外松童。八幡。阿弥陀。
 夷。不動。
 三郎殿。毘沙門。

(北野宮寺縁起^(注10)、群書三上)

C-③

- 夷ノ社 以上に北に双ひ。四社連棟の末社なり。祭神事代主神とす。
- 松童ノ社 同上。祭神応神天皇。一に良種の男太郎丸を祀ると云ふ。
- 八幡ノ社 同上。祭神応神天皇とす。

(『京都坊目志』^(注11))

これらの資料は、いずれも、北野に祀られる松童神もまた八幡からの勧請神であったことを物語っている。C-①の資料が、松童の御本地を「阿弥陀」とし、C-②に松童に「八幡」と書き添えて「阿弥陀」とするのも、八幡神の御本地が阿弥陀如来だからである。C-③の『京都坊目志』が、松童社の祭神を応神天皇とするのも同様である。しかし、同書が「一に良種の男太郎丸を祀る」とするのは、見逃すことのできない興味深い異説と言わねばなるまい。近江国北良社の神官良種と、その子太郎丸は、北野天神創始にあたって、その託宣を担った人物だからである。『天満宮託宣記』にその次第を見てみよう。

天満宮託宣記

天曆元年^{丁未}三月十二日酉時天満天神託宣記。近江國比良宮^{ミワノ}。禰宜神良種^{ミツノ}が男太郎丸年七歳^{ミツノ}童^{ミツノ}に託天宣久。我^レ可^レ云事有り。良種等聞ケ。我^カ像^{カタ}作^{なる}を。笏^{ハク}は我^カ昔持^リ有^リ。其^レを令^レ取^ト仰^セ給^不。良種等申久。何處^カ候^良土^牟。答仰給久。我物具^ハ此^ニ來住^セ始皆納置^リ。佛舍利玉帶銀造ノ太刀尺鏡^{など}有^リ。^(注12)

天神は、近江国比良神社の神官神（みわの）良種の男太郎丸という7歳の童に神懸かりし託宣して、自分の像を作って祭祀することを求め、良種はその託宣を受けて、北野に天神の社を構える。太郎丸が天神の依り憑くべき依巫であり、その父良種は、その神の声を問い尋ね、神意を説き明かす審神者（さにわ）たるべき役割を担っていよう。その太郎丸と松童とを同一視するのは、もちろん後世の付会にすぎない。しかし、付会にもそうされるべき根拠はある。北野天神社の草創にあたって神の託宣を担った巫童太郎丸と石清水八幡宮創始に際して託宣によって神意を顕した松童神。両者の同一視は、松童神の側にも依巫たる巫童の介在した可能性を想起させる。

「松童」というその神の名の由来も、また、「松童皇子」と称せられる所以も、7歳の巫童と重ね合わせるによってよりいっそう明確な形を取って見えてくるのではないか。

北野天神社には、八幡の「松童」とは別に、天神独自の「ミサキ神」とでもいふべき神々が祀られていた。天神自らがその託宣において、「久シク我に随て成ぬる者也」と述べた「老松」と「富部」という二柱の眷属神である。

前掲『天満宮託宣記』は、引用部に続いて天神の託宣を次のように記す。

我^カ從者^爾老松富部と云フ者二人有^リ。笏^{ハク}者老松爾持^セ。佛舍利者富部爾令^レ持^テ。是皆筑紫^我共^カ爾來^る者^と毛^ナ。若宮ノ前爾小シ高支所爾地下三尺許入天有^リ。此二人乃やつともは甚不調^乃者^と毛^ナ。心つかひせよ。我^カ居^る左右に置^ナれ。^(注13)

この老松と富部という二神は、大神たる天神に仕え、天神に代わってその威力を発揚する典型的な「御先神」であろう。「甚不調乃者と毛ソ」といい、「心つかひせよ」というのは、はなはだ厄介で始末の悪い神だから十分に気をつけてあつかえ、というのである。

「依為悪神不可放目故」という『宮寺縁事抄』の記述を想起させる。「若宮の前に小し高き所に地下三尺ばかり入て有り」「我カ居たる左右に置たれ」とあるのも、「高良板敷下御坐無別社」という松童神の扱いとそのまま対応している。この天神の二神の眷属神と八幡の松童とは、祟りなす悪神として、相似形のようによく似ているのである。

この二神のうち、「老松」は、「是なむ至所ことに松の種は蒔く」とも記されており、松の化身でもあった。松は、天神自ら「我が像の物也」というように、天神の御衣木―依り代の木―でもあったから、その意味でも、「老松」は「八幡の松童」ならぬ天神の「松童」とでもいうべき存在だったのである。

第3節 みさきの神とタタリ

八幡や天神、日吉山王権現などの威力ある神格の高い大神に付き従い、その社地に摂社として祀られる神々を、当時の人たちは「小神」と呼んでいたらしい。こうした小神たちは、その恐るべき祟りによって大神に代わってその神威を発揚し、喧伝したのである。前掲『梁塵秘抄』245番歌に「神のみさきの現ずるは」として掲げられた山長、行事、高の御子、牛の御子などの日吉の神々や八幡の松童、あるいは北野天神の老松・富部などの神々は、いずれもそうした小神のうちでも威力ある祟りなす神々として知られた有力なミサキ神たちであった。平安時代後期、そうした小神＝ミサキ神たちの活躍がいかに活発で人びとを恐れさせたか。前掲245番歌と共に、次のような秘抄歌謡が、その存在を生々しく伝えている。

○東の山王恐ろしや、二宮客人の行事の高の御子、十禅師山長石動の三宮、峯には八王子ぞ恐ろしき、
(『梁塵秘抄』巻2、243歌)

○貴船の内外座は、山尾よ川尾よ奥深吸葛、白石白髭白専女、黒尾の御前はあはれ内外座や
(同、250歌)

○一品聖霊吉備津宮、新宮本宮内の宮、隼人前、北や南の神客人、艮御前は恐ろしや
(同、270歌)

これらの歌^(注14)に歌われた日吉の神々も、貴船の奥深、吸葛や黒尾も、吉備津神社の艮御前（ウシトラミサキ）も、その発現する霊威＝タタリによって、人びとに恐れられた小神たち＝ミサキの神にほかならない。

柳田国男と折口信夫が共に指摘しているように、タタルとは、タツやタルなど同根の語で、神霊の現世への示現やその威力の顕現を表わすのが原義であった^(注15)。必ずしも厄災をもたらすものとは限らず、吉凶に関わらず、神霊の威力の発動を押しなべてタタルと称していたのである。だから、タタリなす悪神も、その反面では、その力を敬仰する信徒に対しては災厄を祓い、福德をもたらす利益の神でもあったのである。前掲「松童皇子」の「御託宣」の中で、悪神たるはずの松童が「悟恐敏和悦之人、永令蒙神恩者」と述べているのも、そうした悪神たちの両義的な二面性をよく伝えている。

神の御前たる小神たちがタタリという形でその霊威を発動する。そうした事態に直面した時、人びとは、どのような態度を採ったのだろうか。そうした当時の人びとの信仰行為の一端を伝える興味深い記述が、平信範の日録『兵範記』保元3年（1158）2月3日の条に見えている。

兵範記

此間藏人左少辨俊憲出仗座、仰按察大納言云、日吉明神眷属牛巫依御邪氣靈驗奉授敍爵、造位記郎可令謂印者、上卿召大内記信重仰之、令造進位記、用黄紙、上卿進弓場奏聞、直返給、還着仗座、

神位記開印

有謂印事、先召近衛將監、被仰可出印由、將監出敷政門之間、下官起床子座、相共經宜陽殿東南、行入日華門出印盤、參進軒廊、列立儀如常、次上卿召中務輔、權大輔賴盛出宜仁門、於膝突給位記、來軒廊、置宮取位記、展印盤上、下官進寄指笏、謂印儀如常、次輔如本納筥返上々卿、下官率印盤退去返納、此間上卿進弓場奏聞、位記留中云々、

次召社司於殿上口、密々給件位記云々、

正六位上牛巫明神、

今奉授從五位下、

保元三年二月二日、

此外無他狀、先例云々^(注16)

日吉明神の眷屬「牛巫」(牛の御子)が「御邪氣」による靈驗を現したために、叙爵を奉授するべく、藏人俊憲をつうじて按察大納言に仰せがあった。そこで大内記信重に命じて位記を造進せしめ、社司を殿上口に召して、密々に位記を賜ったというのである。末尾の位記にあるように、この時、正六位上であった牛巫明神は、新たに從五位下を奉授されている。

「御邪氣靈驗」とあるから、この時牛巫明神が示した靈驗＝タタリとは、人びとを畏怖させる恐るべきものであったにちがいない。残念ながら資料はその靈驗の具体的内容を語らないが、その靈威の發動が人びとの心の中に惹き起こした騒めきは、報告を受けた朝廷のいかにも物々しい対応によってまざまざと感じとることができる。

この「牛巫明神」とは、前掲秘抄245番歌に見える「牛の御子」と同一神である。

「牛尊」などとも表記される。日吉社山内に祀られる21社の内の「中の7社」の一つに数えられる山王権現の有力な眷屬神である。この「牛の御子」は、どのような神であったのか。平安末期成立とされる『日吉社禰宜口伝抄』を初めとする日吉社関係古記録からその性格を伝える記述を抄出してみよう。

D-(1)

貞觀年中、慈覺大師感^ニ見文珠師利於中島之地^一、造^ニ聖經藏^一、又祀^ニ熊野不思議童子神及眷屬之神^一、云々、并天宮相殿二座、左山末之大主神荒魂、右玉依姫荒魂、或説云、自^レ古御殿二座、世俗皆略^ニ山末之三字^一曰^ニ大主尊^一、又曰^ニ牛御子^一

(日吉社禰宜口伝抄)^(注17)

D-(2)

次八王子ノ牛御子ハ、土公神ニテ御ス、サレバ彼ノ震寐ノ大岩ヲ、參詣ノ人據之、土公ノ崇リ無ク、惡夢ヲ消滅シ、一切ノ災難ヲ拂テ、善願成就スト云ヘリ、是ヲ七夕ノ男神牽牛ニテ御スナリ、三宮ノ竈ハ七夕ノ織女ニテ御ス也。

(巖神鈔)^(注18)

D-(3)

一護法石、道東有、千手道與八王子、間也、
一牛尊石、御殿之下牛尊石上安^レ之、
一金大巖、八三兩社御間是也、奥^ニ江長石也、巖上又靈石有^レ之、
岩上又靈石有之

(『日吉社神道秘密記』)^(注19)

D-(4)

牛御子

日吉山王記云。土公形。俗寐。石聖神也矣。

神號。

隨神三摩耶形。以顯其名而已。日吉社神道秘密記云。牛尊牽牛也。竈前織女矣

神位。

日吉山王記云。承安二年五月二日從五位上。安貞二年十月廿四日正五位下矣。

社頭。

日吉山王記云。無害殿。御躰大石也。在八王子宫矣。

日吉社神通秘密記云。石上安之矣。

(『日吉山王新記』続群書^(注20)、二下)

これらによると、牛の御子は、その本体を土公神とも七夕の牽牛とも、八王子神の真実の体とも伝えられ、その正体が定かでない、不可思議な神であったことがわかる。土公神とは、陰陽道で、五行の「土」をつかさどる中央神である。「牛尊石、御殿之下牛尊石上安之」(『日吉社神道秘密記』)、「無宝殿。御躰大石也」(『日吉山王新記』)などとあるように、この神もまた、自らの社殿をもたず八王子社の社殿の下に安置された大石に坐す神であった。こうした荒ぶる悪神＝ミサキ神に対する当時の人びとの態度には、なぜか奇妙に共通した特徴があったように思われる。『巖神鈔』が記しているように、この土公の神も、タタリなす悪神であると同時に、一方で、人びとがこの大石を参詣崇拜し、これにすがれば、一切の災難を払って諸々の願いを成就してくれる靈験あらたかな守護神ともなったのである。

かつて神々たちは、その靈異をどのような形で顕わしたのか。古記録によって諸神のそうしたタタリ—靈威の発動—を見てみると、夢告あり、示現あり、託宣あり、さらには社殿や御神鏡、御正体、御竈などが怪しい音をたてて鳴動をしたり、発光したり。また、落雷や火災などの災害も、ひいては、鼠による御神宝などの齧損なども神意の発現—タタリ—として報告されている。諸社ではこうしたタタリを目の当たりにした時、証拠となる品々やそれを見聞した神官巫女らの証言を添えて、朝廷にその経緯を注進した。朝廷ではそれを受けて神祇官や陰陽寮に命じて卜占を行わせその真偽を問い、神意の発現に相違ないとされれば、使者を送って、奉幣をしたり、田地封戸を贈ったり、叙爵贈位を行なったりした^(注21)。贈るべき田地封戸には限りがあるが、贈位には元手を必要としないから、平安末期には神への位階の贈呈が頻繁に繰り返されるようになってくる。

例えば、保元3年「御邪氣靈験」によって從五位下に上った牛の御子は、承安2年(1172)の後白河法王・高倉天皇の比叡山御幸に際して、從五位上を贈与されている^(注22)。寿永2年(1183)の木曾義仲の入京と平家の都落ちという騒穰に際して、密かに比叡山に身を隠して難を逃れた後白河は、その年秋に、改めて叡山に礼参りの参詣を行ない、山王大宮権現を始めとする諸神にさらに贈位している^(注23)。ちなみに、前掲『兵範記』保元3年2月3日の記事において、蔵人を介して牛巫明神への贈位するべく「仰せ」を下したのも、まだ帝位にあった後白河自身であったと思われる。「神のみさきに現ずるは」と歌いだす秘抄245番歌の歌の響きの中に、私たちは、そうした後白河に代表されるような当時の都びとたちのタタリなす小神たちに対する深甚なる畏怖の心、胸の奥底の心のおののきをこそ聞き取らねばなるまい。

第4節 柱松と松の下の神子

松童と松子。このよく似た名を持つ二つの存在の類似は、その名称だけでない。その事実を具体的に裏付けるために、ここでは、両者の間を媒介するきわめて興味深い祭の事例二つを掲げてみよう。どちらもよく知られた著名な祭である。

一は、羽黒修験の総本山羽黒山で毎年大晦日に行われる「松例祭」と呼ばれる松柱神事において、主役の「松聖」(まつひじり)に代わって、聖なる火の打ち替えを担う二人の「松撃ち」という存在。二は、奈良・春日大社の十二月恒例の大祭、春日若宮おん祭のお渡り式の「松の下式」において松の下に坐して、神に代わって芸能の奉納を受ける二人の少年、「頭屋^{もこ}の児」の存在である。

羽黒修験では、一年に4度、春夏秋冬の四季それぞれに行者たちが山に籠って修行する「峰入り」が行なわれるが、そのうち最も大規模で厳重なものとされているのが、「冬の峰入り」である。今日では、新暦9月24日から12月31日まで、百日間にわたる厳しい籠山修行が課せられている。その百日目の最後の結願の夜、すなわち大晦日の夜から翌元日の早旦にかけて行なわれる神事が松例祭^(注24)である。9月24日の「御幣立て」に始まり「松例祭」に至って結願する厳しい冬の峰入りを通して主役を務めるのは、「松聖」と呼ばれる羽黒山下の手向部落から選ばれた二人の行者である。一人は「位上」と呼ばれ、もう一人は「先途」と呼ばれている。この二人の松聖は、厳重に斎戒沐浴し精進を重ねて、百日間の籠山修行を務め上げ、結願の松例祭に臨むのである。松例祭では、「鳥飛び」や「兎の神事」など行者たちが籠山修行によって獲得した験力を競う験競べ行事など様々な神事が行なわれるが、祭の大団円は、深夜に至って挙行される松柱神事である。

この松例祭の松柱神事は、前段と後段の二部に構成されている。前段は、「位上」方と「先途」方に分かれた若者たちが、それぞれ悪鬼のシンボルたる「恙虫」に見立てた大松明を4本の引き綱で引き立てて火を放ち、その先後や炎上ぶりで勝負を競うもの。災厄をもたらす悪鬼を払う穢災の神事であると同時に、一年の作物の豊凶を占う年占でもあり、「位上」方が勝てば里方が豊作、「先途」方が勝てば、海方の豊漁が約束されているという。

後段は、「恙虫」を焼き払って穢れてしまった火に代わって、新たに新年を迎えるべき清浄な火を鑽り出す「火の打ち替え神事」である。件の二人の「松撃ち」は、「松聖」に代わってこの「火の打ち替え」を担う執行役として登場する。祭場に立てられた一基の「柱松明」(鏡松明)の周りに「位上」方、「先途」方から選ばれた二人の「松撃ち」が立つ。それぞれ右手に火打ち石を、左手には火打ち金を持っている。そこから33尋離れた地点にはカドモチと呼ばれる二人が、ヒナコデ(火皿)に火口を盛り、藺草で編んだ火扇をかざして立っている。二人の松撃ちは、奉行の指示とともに柱松明を三度めぐり、それからカドモチに向かって、走りだし、手にした火打ち石と火打ち金でカドモチのもつヒナコデに競って火を鑽り出す。ここでもその勝敗が年占とされているのだという。

細部には多々異同があるが、この羽黒の松例祭の柱松の神事と、小菅の松子祭との構造的な類似は明らかであろう。その神事において松撃ちと松子の務める役割も相同的なものである。

興味深いのは松撃ちの扮装である。伊藤武の報告によると、頭上には、緑色した四角い板の四周にシデをたらした班蓋をかぶり、身には白装束の上衣に、赤いマント状の短い上衣を纏う。顔面は、白粉で白く塗り固め、口や頬には紅を指す。班蓋の上面には、「羽黒山三所大権現加護」と記されているという^(注25)。単に火を鑽り出すのだけがその務めであるとすれば、あえてこんな扮装を身に纏う必要はあるまい。二人は明らかにその扮装、意匠によって他の人びとと区別され、徴づけられているのである。

修験道研究の立場からいえば、この松撃ちによる火撃ちの競争も、行者たちが籠山修行で身に付けた験力を競う験競べということになろう。しかし、「験」とは、そもそも神の威力の発現の謂ではないか。その験力を競うとは、行者が修行によって神仏から授かった靈威を神に代わって発動しようとするものにほかならない。松聖に代わってその役を務める松撃ちとは、明らかに神の靈力を身に纏ってその験力を顕わし担うものなのである。

地元では、この二人の松撃ちは、「天照大神、天御中主神の二神のよりまし」とも「開祖に常火を授けた不動明王の仮の姿」とも伝えているという^(注26)。その神名はともかくとして、この柱松明の下に立つ二人の松撃ちが、迎えるべき神の「依代」とみなされていたことは疑いない。

奈良の春日若宮のおん祭のお渡り式は、12月17日に挙行される。前夜の深更に若宮の社から参道脇に設けられたお旅所まで神をお迎えする御遷幸の儀を受けて、関白家の名代たる「日使(ひのつかひ)」の一行を先頭にして、祭に奉仕する人びとが、古式に則った衣装を身に纏い、意匠を凝らして、長い列を組んで市内を練り歩き、お旅所へと至る。派手やかな祭礼行列である。

その行列が参道入り口の一の鳥居に至った時、鳥居の右上手に立っている「影向の松」の前で行なわれるのが、「松の下式」である。この「影向の松」は、春日明神がこの松の下に示現し、翁の姿で万歳楽を舞ったと伝えられる明神の依代の松である。今日は枯れて大きな根株しか残っていないが、その脇に新たな松が植樹されて立っている。御渡りの一行が、その影向の松の下に至ると、「日使」に従う陪従や細男座、猿楽座、田楽座の面々が代わるがわるその芸能の態（わざ）を松に向かって披露する。

それはあたかも松の木に影向した明神にその技を披露し、奉納するという心である。それぞれの芸能座の者たちは、この松の下において所定の舞や芸能を披露しなければ、お旅所に参入できないとされているという。

この松の下式に際して、影向の松の下には、二人の児が坐して控えている。「田楽頭屋の児」あるいは「頭屋の児」と呼ばれる、年少の男児である。かつておん祭に奉仕する田楽の「頭役」は、興福寺の僧侶から指名され、その僧房を頭屋として一切の準備が整えられたという。その「田楽頭屋」から選ばれて奉仕したのがこの二人の児である^(注27)。

永く絶えていたが、平成15年に古記録に従って復活され、古来の形で松の下式に登場した。写真は、筆者が平成16年12月17日の松の下式において撮影した松の下の頭屋の児である。二人は真紅の裃（あこめ）に、上から白の長絹（ちょけん）をはおり、頭を白の覆面で覆った裏頭姿である。祭の行列は神楽の細男も、猿楽も、田楽も、この松の木の下の二人の児に向かって芸を披露する。松の下式に際しては、この頭屋の児と芸能者の間に人が立つことがないように係員が繰り返し厳しくとがめていた。さながら、奉納される芸能を、神に代わってこの二人の児が見届けるという趣なのである。

この影向の松の下に坐す二人の児は、私たちに、小菅の祭において、柱松の下に立つ二人の松子の姿を想起させる。前夜、禊して身を清め、山上の奥の院に参籠した二人の「松子」は、柱松の神事に臨んで、立鳥帽子に真紅の直垂を身に纏い、背中に大鈴をつけ、前には首から燧金を垂らして、素足で地に立つ。松太鼓手の合図の太鼓と共に、介添の若衆の手で横抱きにかかえられ、そのまま大松明に下に運ばれて、つり上げられる。けっして自らの足で地を歩むことはないのである。それと同じように、松の下式に奉仕する「頭屋の児」も、16日の宵宮参りに際して参籠所からの参進には、神官の肩車に乗り自らの足を地につけることなく移動する。これは、かつて旧暦11月26日の稚児の宵宮参りにおいて、頭屋から侍の「カタ車」にて運ばれたという古記録に則ったものであるという^(注28)。

両者が、共に地に足を踏んで歩むことがないのは、それが、この世ならぬ者、この世の秩序の外にあることを示す作法だからであろう。幽霊に足がないのも、かぐや姫を迎えるために天から舞い降りた天人たちが、地上5尺の所で宙に留まり、地上に降り立つことがないのも、同じことの別の表現である。両者は、この世の穢れた大地に足を踏むことがないという形で、その存在が、神々の側にあることを示しているのである。

松例祭の火の打ち替え神事の「松撃ち」と、春日若宮おんまつりの影向の松の下の「頭屋の児」。このどちらも二人一組で、神に代わって祭の主要な役割を務める両者は、その祭に果たす役割の違いにも関わらず、本質的な所で、奇妙によく似ている。この両者を小菅の祭礼の二人の「松子」に重ね合わせて見ると、そこには三者に共通した祭の最も大切な主役の性格が自ずと浮き彫りになってくる。その姿は、まさしく古代の八幡の松童善神の姿にそのまま重なりあっているのである。



春日若宮おん祭・松の下式の「頭屋の児」
(2004年12月17日、筆者撮影)

第5節 結び

信州における郷土研究の草分けの一人、栗岩英治が『郷土研究』4巻3号（大正5年6月）に寄せた小通信「信州戸隠の事」によれば、戸隠にて代々神社の神楽を専務として、持ち伝えてきた一巫家あり、その家は、姓なく、累代単に松王と名乗るのみだという。この事実に着目し、松王や松若の名を、八幡の松童神と結び付けて、そこに中古の古い信仰を開明する大きな手掛りを見いだしたのは、柳田国男である^(注29)。周知のように、有名な清盛による兵庫築島開削の事業にまつわる人柱伝説において、最後に人柱となったと伝えられる少年の名は「松王」であった。『菅原伝授手習鑑』に登場する菅公に仕えた白太夫の三人の子どもの一人の名もまた「松王」である。一方、瀬戸内海を挟んで中国、四国地方には、「松王小児」や「松王権現」などを祀るという小社が広く分布し、さらにまた、「松堂社」や「崇堂社」「待堂社」などの名を持つ小社の分布は広く関東地方にも及んでいるという。

柳田によれば、八幡の松童も、諸社に祀られる松王小児や松若、松神などの神の呼称も、もとは「単に奉仕者たる人神を意味する名」であったのであり、その正体は、「神と人との中間」にあって、神の力を人間に伝えるべき役割を担った「神の子にして同時に巫祝の家の始祖たりし者^(注30)」にほかならなかったのである。

春日大社の影響の松を想起するまでもなく、松は、神霊が依りつくのに最もふさわしい神樹であった。大帯姫の託宣にも「八幡波松於所居土女絡布^(注31)」とあるように八幡の依代の木も松であった。天神でも古くは、松こそが神の依代であったことは、すでに見た通りである。その依代の松の下にあって、我が身に神霊を依りつかせ、その口によって、神の言葉を語る者こそ「松」の名をもつ童児たちであったろう。

小菅の祭の二人の松子も、羽黒山・松例祭の松撃ちも、春日明神の影響の松下の頭屋の児も、柳田国男の言葉を借りれば、もとはこれすべて「現身の松童」、松の下にあって神の言葉を伝える「松の神子」の系譜を引く者たちであったにちがいない。

(注1) 佐佐木信綱『原本複製 梁塵秘抄』(1948年、好学社)に拠る。但し、諸注を参看して、適宜かなに漢字をあてた。

(注2) 「ぜいじん(善神)「ぜん」(善)の「ん」を「い」と表記。字音のnを仮名を借用して表すことが行われた。」
(小林芳規「梁塵秘抄付録注」新日本古典文学大系『梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謡』1993年、岩波書店)。

(注3) 神道大系 神社編7『石清水』(1988年、神道大系編纂会)の解説に拠る。

(注4) 前掲 神道大系『石清水』。

(注5) 「当山本社末社堂塔寺院之事」『石清水八幡宮史料編1輯』(1932年、石清水八幡宮社務所)

(注6) 「山城名勝志」『新修京都叢書』、光彩社。

(注7) 「東大寺八幡験記」『続群書類従』三上、続群書類従完成会。

(注8) 「新編鎌倉志」『大日本地誌大系』1915年、大日本地誌大系刊行会。

(注9) 「北野宮地諸神御本地次第」『北野誌』1910年、國学院大学出版部。

(注10) 「北野宮寺縁起」『群書類従』三上。

(注11) 「京都坊目志」『新修京都叢書』光彩社。

(注12) 「天満宮託宣記」『群書類従』神祇部二十。

(注13) 同前

(注14) 日本古典文学大系『和漢朗詠集 梁塵秘抄』1965年、岩波書店。

(注15) 柳田国男「みさき神考」『日本民俗学』3巻10号、1955年、8月、但し、『定本柳田国男』(新装版)30巻、1970年、筑摩書房に拠る。折口信夫「『ほ』・『うら』から『ほがひ』へ」『折口信夫全集』16巻、1956年、中央公論社。

(注16) 「兵範記」『増補史料大成』

(注17) 「日吉社欄宜口伝抄」神道大系神社編29『日吉』神道大系編纂会。

- (注18) 「巖神鈔」同前。
- (注19) 「日吉社神道秘密記」『群書類従』二、続群書類従完成会。
- (注20) 「日吉山王新記」『群書類従』二下、続群書類従完成会。
- (注21) 大江篤「『崇』現象と神祇官の亀卜」続日本紀研究会編『続日本紀の時代』類従塙書房。石清水関係の靈異については、『石清水八幡宮史料編4 輯』（1934年、石清水八幡宮社務所）の「怪異編」に詳しい。
- (注22) 「耀天記」「日吉山王位階形像記」共に、前掲 神道大系『日吉』所収。
- (注23) 「日吉山王権現知新記」同前。
- (注24) 以下、「松例祭」の行事の具体的次第については、伊藤武（開山1400年記念）『出羽三山』1996年、みちのく書房、大山廣海『出羽三山の四季』1984年、新人物往来社、神田より子「羽黒修験の峰入り」『山の祭りと芸能』上、1984年、平河出版社、等の記述を参照した。これらの資料の探索については、いでは文化記念館の鈴木理恵氏の御協力を得た。
- (注25) (注26) 前掲、伊藤『出羽三山』。
- (注27) こうした松の下式における「頭屋の児」については、岩坂七雄、佐々木聖佳両氏から詳細な御教示を得た。
- (注28) 福原敏男「春日若宮おん祭の近世田楽頭役記録」『国立歴史民俗博物館研究報告』76集、1998年。
- (注29) 柳田国男「松童神」『郷土研究』4 巻12号、1917年3月、「松王健児の物語」『民族』2 巻2 号、1927年1 月、「若宮部と雷神」『民族』2 巻4 号、1927年5 月。但し、引用はすべて『定本柳田国男集』（新装版）に拠る。
- (注30) 前掲、「若宮部と雷神」
- (注31) 重松明久校注『八幡宇佐宮御託宣集』1986年、現代思潮社。